

第1部 序 説

第1章 国の動向

地球温暖化対策

2005（平成17）年に発効した京都議定書に基づく我が国の第一約束期間（2008～2012年度）における温室効果ガス排出削減目標の達成状況は、5カ年平均で基準年度（1990（平成2）年度）比8.7%減となり、基準年度比6.0%減の目標を達成した。

一方、新たな温室効果ガス排出削減目標として、平成25年11月に、2020年度（平成32年度）までに2005年度（平成17年度）比で3.8%減とすること、平成27年7月には、2030年度（平成42年度）までに2013年度（平成25年度）比で26.0%減とすることを気候変動枠組条約事務局に登録している。

本目標の達成に向けて、国は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に規定する地球温暖化対策計画を平成28年5月に新たに策定した。計画では、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけている。

生物多様性の保全のための取組

生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標を踏まえて閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」について、達成状況を点検するとともに、各セクター間の連携、広報の更なる強化を図る。また、地域における生物多様性の保全・再生活動を支援するなど多様な主体の連携を促進する。

地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定については、生物多様性国家戦略2012-2020で掲げた目標である「生物多様性地域戦略の策定自治体数：47都道府県（平成32年）」を達成するため、平成25年度に既存事例の紹介を含めて改定した「生物多様性地域戦略策定の手引き」の普及を図る。

廃棄物等の発生抑制

平成28年1月に変更を行った「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、平成32年度を目標年度とし、一般廃棄物については、排出量を約4,000万トン、再生利用量を約1,100万トン、最終処分量を約400万トン、産業廃棄物については、排出量を約3億9,000万トン、再生利用量を約2億1,840万トン、最終処分量を約1,300万トンにするという目標をそれぞれ定めている。

廃棄物の適正な処理の推進

国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組みを一斉に実施し、不法投棄等の未然防止・拡大防止を推進するほか、産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムである電子マニフェストについて、平成28年度に普及率50%の目標の達成に取り組むこととしている。

また、平成27年8月に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法

律」により、災害時の廃棄物処理システムの強化を進めることとしている。

水環境の保全

平成26年7月に「水循環基本法」が施行されたことを受け、平成27年7月には国の水循環に関する施策の基本となる「水循環基本計画」が決定された。

今後は、同計画に基づき、流域の特性に応じた水量、水質、水生生物等、水辺地を含む水環境が保全され、それらの持続可能な利用が図られる社会の構築を推進することとしている。

東京湾・伊勢湾及び瀬戸内海においては、平成26年4月から第7次総量規制基準が適用されているが、更なる汚濁負荷量の削減を目指して、第8次の水質総量削減に向けた検討がされている。

化学物質対策

化学物質の利用拡大に伴う環境問題に対して的確かつ迅速に対応するとともに、環境汚染の未然防止を図るため、環境リスクの管理のための施策の基礎となる環境リスクの評価を行うための体制を整備し、推進している。

P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）については、地方公共団体と連携しつつ、届出データの集計・公表、個別事業所のデータ公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用していくこととしている。

また、化学物質やその環境リスクに関する市民、産業、行政等関係者の共通の理解を促進するリスクコミュニケーションの推進を図るため、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」等の提供を通じ、化学物質の環境リスクやリスクコミュニケーションに関する情報の整備を推進することとしている。

環境教育・環境学習の推進

平成23年6月に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及び平成24年6月に閣議決定された同法基本方針に基づいた人材認定等事業の登録をはじめとする各種制度の運用を行うとともに、運用状況に係る情報提供を行っている。また、環境教育等の実践の中に「持続可能な開発のための教育（E S D）」の視点を取り入れるための支援として、小・中学校向けの環境教育プログラムを作成するとともに、教員を始めとする環境教育等の指導者等に対する研修を開催した。

関係府省が連携して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくなど、環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進している。

（「平成28年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」環境省 参照）